



2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 者 代表取締役社長 福田 光秀
(コード番号：8515 東証プライム市場)
問 合 せ 先 グループコミュニケーション部
寺坂 啓志
TEL 075-330-9051

定款変更に関するお知らせ

アイフル株式会社（代表取締役社長：福田 光秀）は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 48 期定時株主総会（以下、「本総会」とする。）の議案として、下記のとおり定款一部変更を付議することを決議し、承認されたためお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行定款第 13 条（株主総会の基準日）の変更

当社は、本総会において、本日付公表の「単独株式移転による持株会社体制への移行に関するお知らせ」に記載の株式移転計画の承認の件に関する議案（以下、「本議案」とする。）を付議することを予定しております。定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 13 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本総会において本議案が承認可決され、かつ、2026 年 4 月 1 日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 13 条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 14 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、本総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに 2026 年 3 月 31 日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2026 年 3 月 31 日にその効力を生じるものといたします。

(2) 現行定款 21 条（代表取締役および役付取締役）の変更

グループ経営体制のより一層の強化を目的に、変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(1) 現行定款第 13 条（株主総会の基準日）の変更

現行定款	変更案
第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(削除)
第 14 条～第 35 条 (条文省略)	第 13 条～第 34 条 (現行どおり)

(2) 現行定款 21 条（代表取締役および役付取締役）の変更

現行定款	変更案
第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。	第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、 <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

※「(1) 現行定款第 13 条（株主総会の基準日）の変更」の効力が発生した場合は、条文の繰り上げが発生し、条項は第 20 条となります

以 上